

育児・介護休業法等説明会

少子化の流れを変え、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、平成21年に育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されるところです。
平成24年7月1日からは、これまで適用が猶予されていた一部制度が100人以下の事業主にも適用され、改正育児・介護休業法は全面施行となります。
今般、下記のとおり説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

無 料

【日時・開催場所等】

日 時	会 場	定員
1 平成24年1月20日(金) 13:30~15:00	伊那会場 長野県伊那文化会館 小ホール 伊那市西町5776 TEL 0265-73-8822	150人
2 平成24年1月23日(月) 13:30~15:00	松本会場 長野県松本文化会館 中ホール (※) 松本市水汲69-2 TEL 0263-34-7100	200人
3 平成24年1月27日(金) 13:30~15:00	佐久会場 佐久勤労福祉センター 第5会議室(※) 佐久市佐久平駅前4番地1 TEL 0267-67-7451	150人
4 平成24年1月31日(火) 13:30~15:00	長野会場 ホクト文化ホール 小ホール (※) 長野市若里1-1-3 TEL 026-226-0008	150人

※なるべく公共の交通機関でお越しください。

【内容】

- 改正育児・介護休業法に沿った就業規則の整備
 - 仕事と家庭の両立支援のための助成金概要 (両立支援助成金、中小企業両立支援助成金)
- ※説明会終了後、個別相談会を行います。

【主催】長野労働局

【申込方法】下記申込書に必要事項をご記入の上、長野労働局雇用均等室あてFAXしてください。

定員になり次第締切らせていただきますが、その場合はご連絡いたします。

【お問い合わせ】長野労働局雇用均等室

〒380-8572 長野市中御所1-22-1 電話 026-227-0125

【育児・介護休業法等説明会申込書】 FAX 026-227-0126

参加する日・会場を○で囲み、このままFAXしてください。

事業所名	① 1/20(金)伊那会場	② 1/23(月)松本会場	③ 1/27(金)佐久会場	④ 1/31(火)長野会場
所在地				
電話番号				
参加者 参加者 職・氏名				